

託送供給等約款の認可申請について

平成28年10月31日
北陸電力株式会社

当社は、本日、経済産業大臣に平成29年4月1日を実施日とする託送供給等約款の認可申請を行いましたので、お知らせいたします。

当社は、本日、改正電気事業法附則第3条第1項^{※1}に基づき託送供給等約款の認可申請を経済産業大臣に行いました。

託送供給等約款とは、新電力や当社以外の電力会社等が、当社の送配電設備を利用する場合の料金等の供給条件を定めたものです。

今回の申請に当たっては、現行の託送供給等約款に、平成29年4月から実施されるネガワット取引^{※2}に関する各種法令の改正や国の審議会^{※3}における議論の内容を反映しております。

主な申請内容は以下の通りです。

なお、今回の託送供給等約款の認可申請に伴う託送料金の変更はありません。

■託送供給等約款の主な申請内容（別紙参照）

ネガワット取引の制度化に伴う見直し

- （1）ネガワット取引に対するインバランス供給
- （2）需要抑制量調整供給契約の契約要件

以上

別紙：託送供給等約款の認可申請（概要）

- ※1 改正電気事業法附則第3条第1項
一般送配電事業者は、平成二十六年改正法の施行の日から起算して一年六月を超えない範囲内において政令で定める日までに、経済産業省令で定めるところにより、第十八条第一項に規定する託送供給等約款について、電力量調整供給に係る料金その他の供給条件を定め、経済産業大臣の認可を申請しなければならない
- ※2 ネガワット取引
電気事業者等からの要請に応じて行った電力の需要抑制量について、実際に発電した電気と同等の価値とみなし取引する制度
- ※3 国の審議会
総合資源エネルギー調査会 電力・ガス事業分科会 電力基本政策小委員会
電力・ガス取引監視等委員会 制度設計専門会合 など

託送供給等約款の認可申請（概要）

ネガワット取引の制度化に伴い、以下の事項を託送供給等約款に規定し、経済産業大臣に認可申請いたしました。

1. 主な申請内容

（1）ネガワット取引に対するインバランス供給

- ・ネガワット事業者が抑制電力量^{*}を供給力として取引する際に、電気の受け渡しに生じる過不足（計画値と実績値の差分）を当社の送配電部門が補給・購入（インバランス供給）する。
- ・インバランス供給に対する料金は、卸電力取引市場における市場価格に連動した料金とする。

※ 需要者がネガワット事業者の要請に応じて実施する需要抑制によって生じた電力量

（2）需要抑制量調整供給契約の契約要件

- ・ネガワット事業者と当社とのインバランス供給に関わる契約（需要抑制量調整供給契約）に係る事項（契約要件）を次のとおりとする。

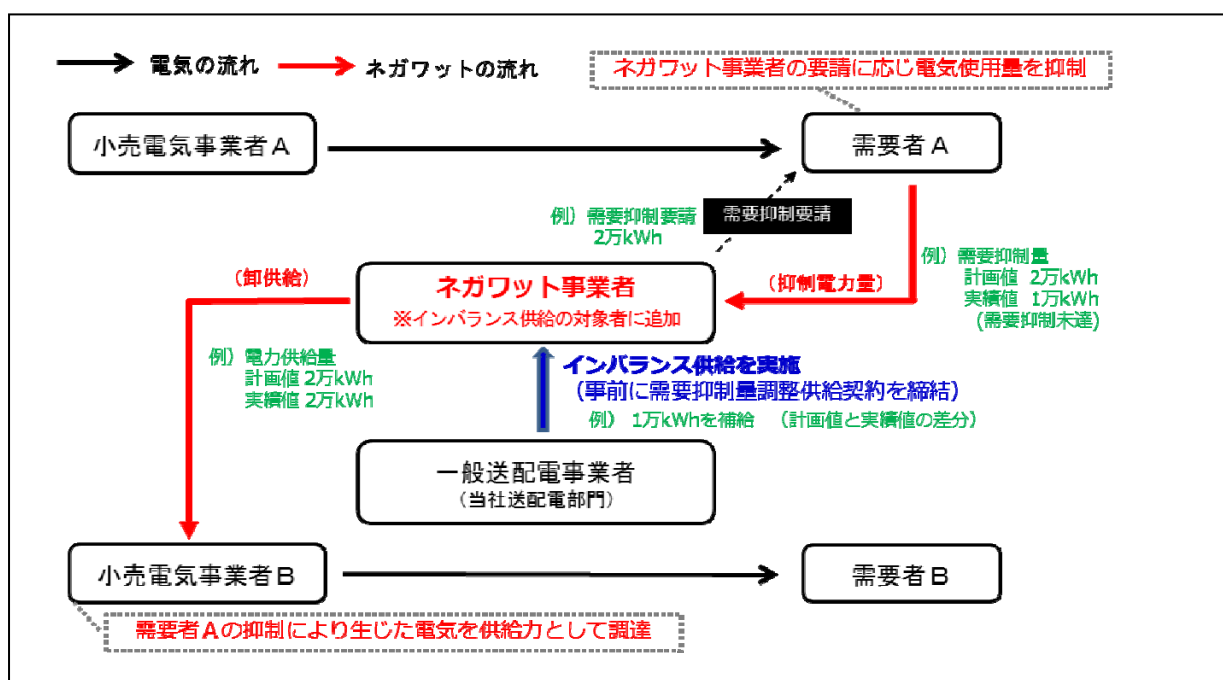
＜契約要件＞

- ネガワット事業者が需要者に対して需要抑制に関する計画を適時に策定し、当該計画に従って適切な需要抑制の指示を出すことができること。
- ネガワット事業者と電気使用量を抑制する需要者の供給元である小売電気事業者との間等で、ネガワット取引を行うための適切な契約がなされていること。

2. 実施日

平成 29 年 4 月 1 日

【参 考】ネガワット取引のイメージ



以上